

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を
改正する条例の制定について

(柏市議会平成29年第3回定例会に議案提出)

改正趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、同基準の規定を参酌して定めている柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例について、同基準と同様の改正を行うもの

改正の経緯・内容

○ 子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）の改正により、支給認定証の交付が「必須」から「任意」となった。

○ 支給認定を受けた保護者から申請があった場合にのみ、支給認定証を交付

○ 支給認定証の申請がない場合は、支給認定に係る事項を記載した「通知書」を交付



○ 支給認定証の交付が「任意」となったことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）第8条が改正された。

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(中略)に規定する通知)によって、支給認定の有無、支給認定子どもの(中略)区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。
(※下線部分が追加された)



○ 上記基準の規定を参酌して定めている柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例第8条についても、上記基準と同様の改正を行う。

○ 施行期日：公布の日

内閣府令（国の制度）の改正

柏市条例の改正

「支給認定」とは

子ども・子育て支援新制度において、保護者が認定こども園、認可保育所、小規模保育事業等の利用を希望する場合に、主に次の事項について、市町村から受ける認定のこと。

【支給認定子どもの区分】 子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じた区分

○ 1号認定：満3歳以上・教育標準時間認定（主に認定こども園を利用）

○ 2号認定：満3歳以上・保育認定（主に認定こども園、認可保育所を利用）

○ 3号認定：満3歳未満・保育認定（主に認定こども園、認可保育所、小規模保育事業を利用）

【保育必要量】 2号・3号認定の場合、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じた区分

○ 保育標準時間認定：最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

○ 保育短時間認定：最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

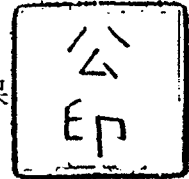
〒277- 0000
柏市 0000丁目0番0号

サンプル

平成29年0月0日

0000 様
0000 様分

柏市長 秋山 浩保



子どものための教育・保育給付支給認定証

子どものための教育・保育給付を受ける資格を有するため、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定により、次のとおり交付します。

＜支給認定保護者＞			
氏名	0000		
居住地	柏市0000丁目0番0号		
生年月日	昭和0年0月0日		
＜支給認定子ども＞			
氏名	0000		
生年月日	平成0年0月0日		
支給認定証番号	000000***		
認定区分	0号認定	保育必要量	保育標準時間
保育を必要とする事由	就労	就労	
有効期間	平成0年0月0日 ～ 平成0年0月0日		
備考 1 上記の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに支給認定の変更の申請または、申請内容の変更届が必要となります。その際には、この認定証の添付が必要となりますので、大切に保管してください。 2 認定証の有効期限内であっても、支給要件に該当しなくなった場合には認定を取り消します。 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏市長に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏市を被告（代表者は柏市長）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			